

経営形態に係る各制度の比較表

	一部適用(現行)	全部適用	地方独立行政法人	指定管理者
運営責任	市長	事業管理者	理事長	指定管理者
職員採用の権限	市長	事業管理者	理事長	指定管理者
職員の身分	地方公務員	地方公務員	一般地方独立行政法人: 法人職員 特別地方独立行政法人: 地方公務員	医療法人等の従業員
職員の給与	人事院勧告を基に市の決定する給与と同額。	経営状況等を考慮し、決定することも可。	職務職能給を基本にした給与体系	指定管理者を受託した医療法人等の給与体系
労働組合	なし	労働組合の結成可 団結権、団体交渉権を持つ。 争議権は認められない。	労働組合の結成可 団結権、団体交渉権、争議権を持つ。	労働組合の結成可 団結権、団体交渉権、争議権を持つ。
一般会計からの繰入	公営企業法に基づき、負担金、補助金として繰入可能。	公営企業法に基づき、負担金、補助金として繰入可能。	自治体の判断により、必要な金額の一部または全額を交付可能。	指定管理料として支払う。
予算、決算の作成	市長	事業管理者	中期計画に基づく、年度計画を市長に提出	市長が指定管理料、企業債等の借入返済金の予算・決算を作成
予算、決算の議会への提出・認定	市長	市長	事業報告を評価委員会が評価し、市長に報告	市長が指定管理料、企業債等の借入返済金の予算・決算を提出

県内公立病院の経営形態

所在市町村	病院名	地方公営企業法
千葉市	青葉病院	全部適用
	海浜病院	全部適用
銚子市	銚子市立病院	指定管理
市川市	リハビリテーション病院	一部適用
船橋市	医療センター	全部適用
松戸市	松戸市立病院	全部適用
	東松戸病院	全部適用
旭市	旭中央病院	全部適用
柏市	柏市立病院	一部適用
鴨川市	鴨川市立病院	一部適用
南房総市	南房総市立富山病院	一部適用
匝瑳市	匝瑳市民病院	一部適用
多古町	多古中央病院	一部適用
東庄町	東庄病院	一部適用
大網白里町	大網病院	一部適用
横芝光町	東陽病院	一部適用
鋸南町	鋸南病院	指定管理
香取市	小見川総合病院	一部適用
いすみ市	いすみ医療センター	一部適用
君津市	君津中央病院	全部適用
	君津中央病院大佐和分院	全部適用
茂原市	公立長生病院	全部適用
山武市	山武医療センター	独立行政法人

※参考(全国レベルの比較)

	平成20年度	平成21年度	増減
自治体病院数	936	916	▲ 20
うち全部適用	286	322	36
うち一部適用	596	538	▲ 58
うち指定管理者	54	56	2

増減少数 △20の内訳

地方独立行政法人化	△7
統廃合	△5
診療所化	△6
民間委譲	△6
その他	△7
増加	11

経営形態に係る職員説明会の開催状況

【 説明会開催日 】

H23年12月 1日(木) 17:30～
 H23年12月 7日(水) 17:30～
 H23年12月13日(火) 17:30～

【 参加状況 】

	参加者数		職員数 (管理者会議メンバーを除く)		参加率
病院(地域ケア部を含む)	85	人	112	人	75.9%
老人健康福祉施設	32	人	37	人	86.5%
合計	117	人	149	人	78.5%

経営形態に係る病院職員への説明会での質問と回答（Q & A集）

「国保匠瑤市民病院改革プラン評価及びあり方検討委員会」の要請により、地方公営企業法の一部適用と全部適用の説明会を開催し、その際に出された主な質問と回答をとりまとめました。

また、説明会での説明で不十分であった点については加筆しています。

問① 今、説明会を開く目的はなにか。	答 第2回目の委員会で次回(12/21)までに、一部適用と全部適用の違いを職員に説明しておくよう要請があったため開きました。
問② 職員にどちらかを選択させるために開いたのか。	答 委員会では、経営形態も含めて今後の病院の方向性を検討しています。委員会が意見をまとめる上で参考とするために開催したものであり、職員に選択して下さいというものではありません。
問③ 全部適用にするかしないかを決めるのは誰か。	答 市民病院の開設者は市長なので、判断は市長がすることになります。
問④ 全部適用では給料は「経営状況等を考慮し、決定することも可」とあるが、全部適用になると給料は下げられるのか。	答 地方公営企業法では、国、自治体、民間企業の給料や経営の状況などを考慮して定めなければならないとされています。非常にあいまいな表現なため、独自の給料を決めても決めなくてもよいということになり、全部適用にしている病院でも市などと同じ体系にしている所は多くあります。説明会では、一部適用では市と同じでなければならないが、全部適用では独自に持つことも可能であることを説明するため、質問のような表現を取っています。
問⑤ 公務員型と非公務員型があると聞いていたがどうか。また、共済組合への加入に変更があるのか。	答 全部適用になっても公務員の身分に変わりはありません。公務員型と非公務員型の区分があるのは、地方独立行政法人の形態です。また、共済組合への加入も変更ありません。
問⑥ 事業管理者はどのような人が選ばれるのか。大学教授や現役の開業医の先生とかになるのか。	答 事業管理者は市長が任命することになります。病院長が事業管理者になった例もあります。事業管理者も地方公務員になりますので兼業は認められませんから、質問にある方が任命されても専任になっていただくことになります。

<p>問⑦ 全部適用で運営できなくなったら、地方独立行政法人や指定管理者制に移行することになるのか。</p>	<p>答 全部適用の次のステップが地方独立行政法人や指定管理者制ということではありません。仮に運営できなくなった場合、どのようにするかは市長の判断になります。今の時点で立ちいかなくなった場合どうなるかを心配するのではなく、きちんと運営するためにどうするかを考えることが重要ではないでしょうか。</p>
<p>問⑧ 全部適用になったら、診療報酬の技術料、負担割合や個室料は変わるのか。</p>	<p>答 変わりません。</p>
<p>問⑨ 職員の採用権限が市長から事業管理者に移ることで、市の医師確保の熱意が薄れるのではないか。</p>	<p>答 開設者は市長であることは変わりがないので、最終責任者は市長となります。したがって、医師確保ができなくなり、病院運営が困難になった場合は、市長が責を問われることになるため、熱意が薄れることはありません。</p>
<p>問⑩ 全部適用にすることのメリットはなにか。</p>	<p>答 医療に明るい事業管理者を置くことで、きちんと病院の現状を理解した上での職員の採用や医療機器の購入、建物の修繕がスピーディーに行うことができるようになります。また、そのことにより、激変する医療現場に速やかに対応し、効率的運営が可能となります。</p>
<p>問⑪ 全部適用にすることによるデメリットはなにか。</p>	<p>答 独自の給料体系を持った場合にデメリットとを感じる人がいるかもしれませんが、執行部としてはデメリットはないものと認識しています。一人ひとりが今一度病院の現状を見つめ直し、努力することで給料を上げる病院づくりをしていただきたいと願います。また、市民の視線にも留意する必要があります。</p>
<p>問⑫ 県内で経営の厳しそうなお所は一部適用になっている。それには理由があるのではないか。</p>	<p>答 地方公営企業法は昭和27年に作られた法律で、全国レベルで見ると何十年も前から全部適用をしている病院は多くあります。また、県内の23病院のうち、一部適用は11病院であり、残りは全部適用9病院、指定管理者2病院、地方独立行政法人1病院という現状にあり、最近、一部適用形態は減少傾向にあります。</p>